

半田市電子契約実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法という。
- (2) 電子契約サービス サービス提供事業者（半田市の委任に基づき電子契約に係るサービスを提供するものをいう。）が、半田市及び契約相手方の指示を受けて、サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。
- (3) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書を含む。）をいう。
- (4) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (5) 承認者 市の職員のうち、契約事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び契約相手方が同意した電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認する者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、半田市が締結する契約（請書等の契約に類するものを含む。）に利用するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 書面による契約が他の法令等で規定されているもの
- (2) その他電子契約によることが適当ではないと市長が認めるもの

(承認者の設置)

第4条 各課等に承認者を置き、所属長又は所属長が指定する者をもってこれに充てる。承認者が不在のときは、半田市事務決裁規程（昭和45年半田市訓令第2号）の代決の規定を適用する。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスを運用管理するため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、総務課長をもってこれに充てる。

(アカウントの取扱い)

第6条 電子契約サービスのアカウントは、運用管理者が設定し、各課等及び承認者に付与する。

2 アカウントの変更は、原則として運用管理者が行うものとする。

(電子契約によることの意味確認)

第7条 市長は、契約相手方からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(利用方法)

第8条 担当者は、次の手順で電子契約手続きを実施する。

- (1) 運用管理者から付与されたアカウントにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) 電子契約サービスでPDF形式に変換した決裁済みの契約書一式をアップロードする。
- (3) 書類情報、契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順の設定を行い、送信する。

2 前項第3号の送付順は、原則として次の順序により確認を依頼するものとする。ただし、請書等の契約に類するものにおいては、この限りでない。

- (1) 契約相手先（契約事務担当者）
 - (2) 契約相手先（契約締結権限者）
 - (3) 承認者
- (契約の締結)

第9条 承認者の電子契約書の確認・同意により、タイムスタンプを確定させる。

2 前項のタイムスタンプの日にかかわらず、電子契約書に記載した契約日を契約締結日とする。

(変更契約)

第10条 変更契約が生じた場合は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

(電子契約の保存)

第11条 電子契約データは、市長が定める方法により、適切に保存し、及び管理しなければならない。

2 電子契約データの保存期間については、半田市文書取扱規程（平成17年半田市訓令第1号）の定めるところに従う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

令和 年 月 日

半田市長 様

申出者
商号又は名称
所在地
代表者名
連絡先

電子契約利用申出書

以下の案件について、半田市と電子契約サービスを利用した契約締結を希望します。なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1. 契約件名（契約ごとに申出が必要です）

--

2. 契約締結者（電子契約を締結する際の最終的な承認者※1）

役職	
氏名	
メールアドレス	

3. 担当者（契約事務の担当者）

☐ 契約締結者に同じ（以下入力不要）

役職	
氏名	
メールアドレス	

【留意事項】

1. 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。
2. 本契約は、電子署名付与のタイムスタンプに記録される日時にかかわらず、契約書に記載の契約締結日又は契約の始期以降に生じた行為等についても効力を有するものとします。